

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日)
(当日は、その翌日)

◇ 告 示

保険医療機関の指定 保険医等の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(二件)
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示

種畜証明書の交付

定期種畜検査の実施

入会林野整備計画の認可

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画事業の事業計画の変更の認可

開発行為に関する工事の完了(三件)

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公 告

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

目 次

告 示

鳥取県告示第五百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
船 田 医 院	米子市尾高一五九	昭和六十年四月十六日
岩佐産婦人科医 院	米子市東福原五七八	昭和六十年四月十七日
伊 藤 医 院	東伯郡北条町大字江北八一	昭和六十年四月二十三日
仲 齒 科 医 院	東伯郡大栄町大字由良宿一四四	昭和六十年四月二十一日
大 月 医 院	倉吉市井手畑一三五―一六	昭和六十年四月二十日
福嶋歯科医院	鳥取市栄町六〇九	昭和六十年四月十六日

下村 齒科医院	日野郡溝口町溝口一七五及び一七五―一	昭和六十年四月十一日
井上 齒科医院	八頭郡家町大字郡家六四七	昭和六十年四月一日

鳥取県告示第五百六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
坂本 秀夫	鳥医第三、一九六号	昭和六十年四月五日
竹島 多賀夫	鳥医第三、一九七号	昭和六十年四月八日
山本 賀寿恵	鳥薬第五六九号	〃

鳥取県告示第五百七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
高見 医院	倉吉市宮川町一七六一―一	昭和六十年四月一日
菅村内科医院	米子市東福原二四八―一	〃
永見 医院	米子市久米町二八四―二	昭和六十年四月八日
名和町国民健康 保険診療所	西伯郡名和町大字名和六〇〇―一	昭和六十年四月一日
松下 齒科医院	鳥取市栄町七六三	〃
矢富 齒科医院	米子市夜見町二二三九	〃
米沢 齒科医院	鳥取市南町六〇九	〃

鳥取県告示第五百八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の 都道府 県名	申出の受理の年月日
高見 医 院	倉吉市宮川町一七六一	全国	昭和六十年四月一日
菅村内科医院	米子市東福原二四八一	"	"
永見 医 院	米子市久米町二八四一	"	昭和六十年四月八日
名和町国民健康 保険診療所	西伯郡名和町大字名和六〇〇一	"	昭和六十年四月一日
松下 齒科 医院	鳥取市栄町七六三	"	"
矢富 齒科 医院	米子市夜見町二一三九	"	"
米沢 齒科 医院	鳥取市南町六〇九	"	"

鳥取県告示第五百九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石津 吉 彦	鳥国医第三、一九二号	昭和六十年三月十八日
北村 幸 郷	鳥国医第三、一九三号	"
井 丸 隆 資	鳥国医第三、一九四号	"
池 澤 淳 子	鳥国業第五六五号	昭和六十年三月十四日
足 立 道 子	鳥国業第五六六号	昭和六十年三月二十日
杉 原 俊 子	鳥国業第五六八号	昭和六十年三月二十二日

鳥取県告示第五百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の

規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
坂本 秀夫	鳥国医第三、一九六号	昭和六十年四月五日
竹島 多智夫	鳥国医第三、一九七号	昭和六十年四月八日
山本 賀寿憲	鳥国薬第五六九号	"

鳥取県告示第五百十一号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
有限会社モーリーハウス	有限会社モーリーハウス	鳥取市今町二丁目一〇七

鳥取県告示第五百十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明 番号	名前	品 種	生年月日	産地	血 統		飼養者の所在 地及び名称	
					父	母		
昭60 鳥取県 第1号	北茂	黒毛和種	59.2.2	鳥取県 東伯郡 赤碓町 馬場	高 茂	第3こが	1級	東伯郡赤碓町 鳥取県種畜場

鳥取県告示第五百十三号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から昭和六十年定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
昭和六十年五月二十一日午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
昭和六十年五月二十一日午後二時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
昭和六十年五月二十一日午後三時三十分から	東伯郡北条町大字下神 鳥取県経済農業協同組合連合会 北条種豚場	"
昭和六十年五月二十二日午前十時から	東伯郡赤碓町大字出上 農林水産省鳥取種畜牧場	"
昭和六十年五月二十二日午後一時から	東伯郡赤碓町大字松上 鳥取県種畜場	"
昭和六十年五月二十三日午前十時から	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場	"
昭和六十年五月二十三日午後二時から	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場	"
昭和六十年五月二十四日午前十時から	日野郡日野町根雨 旧根雨家畜市場	"

鳥取県告示第五百十四号

倉吉市下田中町一〇六六下田中入会林野整備組合長山柗正から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において

準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・四・二十号 車尾目久美町線

三 事業施行期間

昭和五十三年十二月二十二日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市車尾字東宮ノ前、字堀端、字前河原及び字倉敷

東地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年一月二十一日 鳥取県指令受米土維八第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二二五五

倉立礼嘉

鳥取県告示第五百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年三月四日 鳥取県指令受米土維八第九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新開九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島一六

有限会社昭和ウインドウ

代表取締役 辻 捷伍

鳥取県告示第五百十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十年三月二十七日 鳥取県指令受都計第三十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
岩美郡国府町大字麻生字ヒゲ田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩美郡国府町大字麻生三六八一三
小山浩二

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
清水章夫後援会	谷本 和範	草信 博	倉吉市福庭三六五	昭和六十一年三月二日	その他政治団体
津村忠彦後援会	木島富仁男	中沢 博之	岩美郡岩美町大字岩井五一四	昭和六十一年三月七日	
島田充後援会	野島 亀男	河本 誠友	倉吉市東昭和町三一四	昭和六十一年三月十日	
島田充西部後援会	西村 清則	"	米子市上後藤二四一	"	
島田充青年部冬夏会	岡野 勝義	"	倉吉市東昭和町三二	"	
島田充婦人部学生会	岡野 峯子	"	"	"	

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市大高支部	主たる事務所の所在地	米子市尾高一二四八	米子市尾高一三六八	昭和六十三年三月五日	政党支部の
代表者の氏名	伊達 礼	青木 恒	"	"	"
日本共産党鳥取県東部地区委員会	"	木下 豊	田中 克美	昭和六十三年三月八日	"
代表者の氏名	牛尾 甫	南 博	足立 強	昭和六十三年三月十一日	"
日本共産党鳥取県委員会	代表者の氏名	伊坂 博	堀沢 堯司	昭和六十三年三月十二日	"
自由民主党米子市富益支部	"	佐々木兼清	足立 強	昭和六十三年三月十九日	"
自由民主党米子市福生支部	主たる事務所の所在地	米子市皆生一〇五四	米子市上福原一一五五	昭和六十三年三月十九日	"
代表者の氏名	山崎 隆之	倉敷 敏成	倉敷 敏成	"	"
自由民主党倉吉市支部	"	梶井 忠良	松井 薫	"	"
代表者の氏名	立木 栄	森田 幸一	森田 幸一	"	"
自由民主党東郷町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡東郷町大字松崎四三〇	東伯郡東郷町大字川上七三	昭和六十三年三月一日	その他政治団体の
代表者の氏名	八頭郡若桜町大字若桜七九八	鳥取市永楽温泉町三七六	鳥取市永楽温泉町三七六	昭和六十三年三月一日	"
鳥取県柔道整復師連盟	代表者の氏名	門村 国男	古塚 辰巳	"	"
鳥取県LPガス政治連盟	会計責任者の氏名	前田 保	下田 尚夫	昭和六十一年三月十五日	"
憂国社	名称	憂国社	憂国青年連盟	昭和六十一年三月十五日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

中本和夫後援会	代表者の氏名	岡田 勝治	福田 純一	昭和六十三年三月十日	"
浦木修一後援会	代表者の氏名	古市 政男	内田 敏雄	昭和六十三年三月十五日	"
島田充西部後援会	主たる事務所の所在地	米子市中町一四	米子市上後藤二四一	昭和六十三年三月十六日	"
代表者の氏名	今川 孝季	山口 孝	倉吉市山根五四二	昭和六十三年三月十八日	"
島田安夫鳥取県中部後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市東昭和町三二二	倉吉市山根五四二	"	"
代表者の氏名	島田 充	民野芳之助	島田 充	"	"
島田安夫中部冬夏会	"	"	"	"	"
島田安夫中部研究会	代表者の氏名	島田 充	民野芳之助	"	"
代表者の氏名	島田 兼子	千代西尾泰章	木天 富治	昭和六十三年三月十九日	"
河本三男後援会	代表者の氏名	稲並 行一	鳥取市吉成打五	"	"
民社を支持する会	主たる事務所の所在地	鳥取市戎町一〇	鳥取市吉成打五	"	"
代表者の氏名	和田 隆	安藤 隆	安藤 隆	昭和六十三年三月十日	"
中小企業懇談会	代表者の氏名	和田 隆	安藤 隆	"	"

昭和六十年四月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	年月日	備考
藤井あつし後援会	安治 至	藤井 衛	倉吉市西福守町八〇三一二	昭和六十一年三月十一日	その他政治団体
鳥取県人権擁護連絡会議	清水 章夫	三宅 敬二	倉吉市上井本町二八一一二	昭和六十一年三月十一日	"
植木愛後援会	石破 一仁	稲中 良夫	八頭郡八東町大字日下部四六〇一	昭和六十一年三月十一日	"
島田安夫鳥取県中部後援会	前田 正二	梅田 利康	倉吉市東昭和町三一一二	昭和六十一年三月十六日	"
島田安夫中部冬夏会	岡野 勝義	馬野 忠嗣	"	"	"
島田安夫中部共生会	信本 房子	長谷川道子	"	"	"
島田安夫東部後援会	島田 充	島田 兼子	鳥取市二階町二丁目一一五	昭和六十一年三月八日	"
島田安夫西部後援会	中島 邦美	角田 晃	米子市米原二七五	"	"
島田安夫東部冬夏会	小玉 正猛	岡野 秀樹	鳥取市二階町二丁目一一五	"	"
島田安夫東部やよひ会	松浦小乃恵	恵比木吉野	"	"	"
徳安実蔵東部青年会	常田 享詳	岸田 彬靖	鳥取市永楽温泉町一六〇	昭和六十一年三月二十九日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年四月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 藤井あつし後援会 報告年月日 昭和60年3月12日	2 支出総額 0円
政治団体の名称 植木愛後援会 報告年月日 昭和60年3月16日	2 支出総額 0円
収入・支出の総額 (昭和60年3月10日解散)	収入・支出の総額 (昭和60年3月8日解散)
1 収入総額 0円	1 収入総額 0円
2 支出総額 0円	2 支出総額 0円
政治団体の名称 鳥取県人権擁護連絡会議 報告年月日 昭和60年3月15日	政治団体の名称 島田安夫鳥取県中部後援会 報告年月日 昭和60年3月26日
収入・支出の総額 (昭和60年3月15日解散)	
1 収入総額 0円	

<p>(昭和60年3月7日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 150,000円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 150,000円</p> <p>(2) 支出総額 150,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 150,000円</p> <p>合 計 150,000円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 150,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>事務所費 150,000円</p> <p>合 計 150,000円</p> <p>政治団体の名称 島田安夫中部冬夏</p> <p>報告年月日 昭和60年3月26日</p>	<p>(昭和60年3月7日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 島田安夫中部共生会</p> <p>報告年月日 昭和60年3月26日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 島田安夫東部後援会</p> <p>報告年月日 昭和60年3月28日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 島田安夫西部後援会</p> <p>報告年月日 昭和60年3月28日</p> <p>(昭和60年3月28日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 島田安夫東部冬夏会</p> <p>報告年月日 昭和60年3月28日</p> <p>(昭和60年3月28日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 徳安実業東部青年会</p> <p>報告年月日 昭和60年3月29日</p> <p>(昭和60年3月29日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 12,150円</p> <p>ア 前年繰越額 12,150円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 12,150円</p> <p>2 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>事務所費 12,150円</p> <p>合 計 12,150円</p>
--	--	---	---

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
 第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
 を次のとおり開催する。

昭和60年4月26日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受
 けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気
 銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和60年5月24日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町1丁目 151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の
 用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空
 気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟
 銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して
 3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

経 験 者	講 習 者	講 習 場 所	受 講 対 象 者
昭和60年5月16日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町1丁目 220 鳥取県庁議会議棟3 階第16会議室	米子市糺町1丁目 151 鳥取県米子警察署 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署 の管内に居住する者
昭和60年6月6日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糺町1丁目 151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者	

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）